

諮問番号：令和4年度諮問第2号

答申番号：令和4年度答申第2号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、令和3年度分の個人の市民税（以下「市民税」という。）及び個人の県民税（以下「県民税」という。）（以下これらを「市県民税」と総称する。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

障害者として一人暮らしで契約社員、正社員の目標を持って働いていくためには障害者の非課税を認めてほしい。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 市県民税の均等割及び所得割を課することについて

ア 市県民税は、賦課期日において、市民税については市内（広島市にあつては、区内。以下同じ。）に、県民税については県内に住所を有する個人に対して、いずれも均等割の額及び所得割の額の合算額によって課することとなる（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第24条第1項第1号、第39条、第294条第1項第1号及び第318条、広島県税条例（昭和29年広島県条例第16号。以下「県税条例」という。）第34条第1項第1号及び第39条の2並びに広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号。以下「市税条例」という。）第23条第1項第1号及び第37条）。

イ(ア) ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、市県民税の均等割及び所得割を課することができない（法第24条の5第1項及び第3項並びに第295条第1項及び第3項、地方税法施行令第47条の3、県税条例第34条の2並びに市税条例第24条）。

a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

- b 障害者（法第23条第1項第10号及び第292条第1項第10号）、未成年者、寡婦（法第23条第1項第11号及び第292条第1項第11号）又はひとり親（法第23条第1項第12号及び第292条第1項第12号）（これらの者の前年（当該年度の初日の属する年の前年。以下同じ。）の合計所得金額（法第32条第8項若しくは第9項又は第313条第8項若しくは第9項の規定による控除（以下これらを「純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除」と総称する。）を行う前の後記(イ)の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう（法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号）。以下同じ。）が135万円を超える場合を除く。）
- c 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者（法第23条第1項第7号及び第292条第1項第7号）及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者
- (イ) また、市県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について法第32条及び第313条、県税条例第35条並びに市税条例第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、当該所得割を課することができない（法附則第3条の3第1項及び第4項、県税条例附則第4条の2第1項並びに市税条例附則第6条第1項）。
- ウ 県民税の賦課徴収は、当該県の区域内の市が、当該市の市民税の賦課徴収の例により、当該市の市民税の賦課徴収と併せて行う（法第41条第1項及び第319条第2項、県税条例第39条の3第1項並びに市税条例第38条第2項）。
- (2) 市県民税に係る申告について
- ア 市民税については市内に、県民税については県内に住所を有する個人は、3月15日までに総務省令で定めるところにより、前年の総所得金額や控除額等を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市長に提出しなければならない。ただし、後記イの給与支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものについては、この限りでない（法第45条の2第1項及び第317条の2第1項、県税条例第39条の4並びに市税条例第36条の2第1項第1号）。
- イ 1月1日現在において給与の支払をする者で、当該給与の支払をする際所得税法（昭和40年法律第33号）第183条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支

払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない（法第317条の6第1項）。

(3) 本件処分に係る税額の算出について

ア 市県民税の額の算出方法

(7) 均等割の額について

均等割の税率は、市民税は3500円（法第310条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号。以下「特例法」という。）第2条第2項並びに市税条例第31条第1項及び附則第25条第1項）、県民税は2000円（法第38条、特例法第2条第1項、県税条例第39条及び附則第11条の2の10の2並びにひろしまの森づくり県民税条例第2条第2項）である。

(4) 所得割の額について

- a 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とされており、これらの金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定することとなる（法第32条第1項及び第2項並びに第313条第1項及び第2項、県税条例第35条並びに市税条例第33条第1項及び第2項）。
- b 総所得金額は、利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び雑所得の金額の合計額並びに譲渡所得の金額（同項第2号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び一時所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額の合計額である（同法第22条第2項）。

これらの所得のうち、本件に係るものは給与所得のみであり、給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額が○円以上○円未満である場合には、○円となる（法第23条第1項第5号並びに第292条第1項第5号並びに所得税法第28条第1項及び第4項並びに別表第5）。

- c 所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する際には、当該納税義務者の前年前3年内の各年に生じた純損失の金額（所得税法第2条第1項第25号。法第32条第8項及び第313条第8項の規定により前年前において控除されたものを除く。）のうち被災事業用資産の損失の金額に係るもので政令で定めるもの等又は雑損失の金額（所得税

法第2条第1項第26号。法第34条第1項第1号イ等に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ等に定める金額を超える場合におけるその超える金額をいい、法第32条第9項及び第313条第9項の規定等により前年前において控除されたものを除く。)は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市県民税について申告書(法第45条の2第1項及び第317条の2第1項の規定による申告書等)を提出し、かつ、その後の年度分の市県民税について連続して当該申告書を提出しているとき等の一定の場合に該当するときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除することとなる(法第32条第8項及び第9項並びに第313条第8項及び第9項。純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除。)

d 所得割の納税義務者については、法第34条第1項から第12項まで及び第314条の2第1項から第12項まで、県税条例第36条並びに市税条例第34条の2の規定により、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する場合の金額及び順序等が定められており(法第34条第1項、第2項、第6項及び第11項並びに第314条の2第1項、第2項、第6項及び第11項)、そのうち本件に係るものは次のとおりである。

(a) 社会保険料控除額

前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者の社会保険料控除額は、その支払った、又は給与から控除される金額となる(法第34条第1項第3号及び第314条の2第1項第3号)。

(b) 生命保険料控除額

前年中に新生命保険契約等(法第34条第7項第1号及び第314条の2第7項第1号)に係る保険料又は掛金(以下「新生命保険料」という。)及び介護医療保険契約等(法第34条第7項第3号及び第314条の2第7項第3号)に係る保険料又は掛金(以下「介護医療保険料」という。)を支払った所得割の納税義務者の生命保険料控除額は、新生命保険料に係る控除額と介護医療保険料に係る控除額の合計額となる。

そして、新生命保険料に係る控除額については、前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が3万2000円を超え5万6000円以下である場合、2万2000円と当該合計額から3万2000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額となり、介護医療保険料に係る控除額については、前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が5万6000円を超える場合、2万8000円となる(法第34条第1項第5号イ(1)ⅱ及びロ(4)並びに第314条の2第1項第5号イ(1)ⅱ及びロ(4))。

(c) 障害者控除額

特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう（法第34条第1項第6号及び第314条の2第1項第6号）。以下同じ。）以外の障害者である所得割の納税義務者の障害者控除額は、26万円となる（法第34条第1項第6号及び第314条の2第1項第6号）。

(d) 基礎控除額

前年の合計所得金額が2400万円以下である所得割の納税義務者の基礎控除額は、43万円となる（法第34条第2項第1号及び第314条の2第2項第1号）。

- e 所得割の額は、所得割の納税義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する場合、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額（それぞれ前記dによる控除後の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいう。以下(3)において同じ。）の合計額（以下(3)において「合計課税所得金額」という。）に、県民税は2%を、市民税は8%を乗じて算出する（法第35条及び第314条の3、県税条例第37条並びに市税条例第34条の3）。

ただし、前年の合計所得金額が2500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前記所得割の額から一定の金額を控除（以下「調整控除」という。）をすることとされており、このうち、その者が指定都市の区域内に住所を有し、その者の合計課税所得金額が200万円以下である場合の調整控除の額は、5万円に、次の(a)から(h)までに掲げる金額（当該(a)から(h)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該(a)から(h)までに定める金額）を合算した金額を加算した金額（ただし、当該(a)から(h)までに掲げる者の区分について当該納税義務者が該当しない区分に係る金額を除く。）と、当該納税義務者の合計課税所得金額とを比較して、いずれか少ない金額に、県民税は1%を、市民税は4%を乗じて算出した額を控除することとなる（法第37条第1号及び第314条の6第1号、県税条例第38条第1号並びに市税条例第34条の5第1号）。

- (a) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族（同居特別障害者（法第34条第3項及び第314条の2第3項）である同一生計配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者 ①当該障害者が②以外の障害者である場合 当該障害者一人につき1万円、②当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき10万円

- (b) 同居特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者 当該同居特別障害者一人につき22万円

- (c) 寡婦又はひとり親で政令で定めるもの（父である者。地方税法施行令第7条の16の2第1項）である所得割の納税義務者 1万円
- (d) ひとり親で政令で定めるもの（母である者。地方税法施行令第7条の16の2第2項）である所得割の納税義務者 5万円
- (e) 勤労学生（法第34条第9項及び第314条の2第9項において準用することとされる所得税法第2条第1項第32号）である所得割の納税義務者 1万円
- (f) 控除対象配偶者（法第23条第1項第8号及び第292条第1項第8号）を有する所得割の納税義務者 場合に応じて2万円から10万円まで
- (g) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2及び第314条の2第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が55万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（当該配偶者が法第34条第1項第10号の2及び第314条の2第1項第10号の2に規定する所得割の納税義務者として法第34条第1項第10号の2及び第314条の2第1項第10号の2の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1000万円以下であるものに限る。） 場合に応じて1万円から5万円まで
- (h) 控除対象扶養親族（法第34条第1項第11号及び第314条の2第1項第11号）を有する所得割の納税義務者 当該控除対象扶養親族に応じて当該者一人につき5万円から18万円まで

イ 審査請求人の令和3年度分の市県民税の額

- (7) 次のa及びb以外に、審査請求人の令和3年度分の市県民税の額を算出する上で処分庁が把握している事実はない。
  - a 審査請求人は、令和3年度分の市県民税の賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日のことをいい、本件では令和3年1月1日（法第39条及び第318条、県税条例第39条の2並びに市税条例第37条）。以下「本件賦課期日」という。）当時、広島市内に住所を有し、生活保護法の規定による生活扶助を受けておらず、未成年者、寡婦又はひとり親に該当しないが、障害者に該当する。
  - b A会社から処分庁に対して審査請求人に係る令和3年度分の市県民税に係る給与支払報告書が提出された（記載内容は審理員意見書第1の2(1)及び(2)参照）。
- (イ) 前記(7)の内容に基づいて、審査請求人の令和3年度分の市県民税の額を算出すると、次のとおりとなる。
  - a 総所得金額
    - (a) 給与所得の金額
      - 審査請求人の令和2年中（令和2年1月1日から同年12月31日まで

の期間。以下同じ。)の給与等の収入金額は〇円(〇円以上〇円未満)であるから、審査請求人の同年の給与所得の金額は、〇円となる。

(b) 合計所得金額

審査請求人に令和2年の山林所得及び退職所得はないから、審査請求人の同年の合計所得金額は、給与所得の金額(前記(a))と同額の〇円となる。

(c) 総所得金額

審査請求人に令和2年中に前記(a)の給与等の収入以外の収入はなく、審査請求人の令和3年度分の市県民税の額の算出において純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用はないから、審査請求人の令和2年の総所得金額は、給与所得の金額(前記(a))と同額の〇円となる。

b 総所得金額から控除する金額

(a) 社会保険料控除額

審査請求人が令和2年中に審査請求人又は審査請求人と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った、又は給与から控除される金額は〇円であるから、社会保険料控除額は、当該金額と同額の〇円となる。

(b) 生命保険料控除額

審査請求人が令和2年中に支払った新生命保険料の金額は〇円(3万2000円を超え5万6000円以下)であり、介護医療保険料の金額は〇円である(5万6000円を超える)から、新生命保険料に係る控除額については〇円(=2万2000円+(〇円-3万2000円)÷4)(1円未満の端数金額切上げ)と、介護医療保険料に係る控除額については2万8000円となり、生命保険料控除額は、これらの控除額の合計額の〇円となる。

(c) 障害者控除額

審査請求人は、令和2年12月31日時点において特別障害者以外の障害者に当たるから、障害者控除額は、26万円となる。

(d) 基礎控除額

審査請求人の前年の合計所得金額は〇円(2400万円以下)であるから(前記 a(b))、基礎控除額は、43万円となる。

(e) 合計額

総所得金額から控除する金額は、前記(a)から(d)までの金額の合計額の〇円となる。

c 課税総所得金額

審査請求人の令和3年度分の市県民税に係る課税総所得金額は、前記 a(c)の総所得金額(〇円)から前記 b(e)の合計額(〇円)を控除した〇円(1000円未満の端数金額切捨て(法第20条の4の2第1項))となる。

d 合計課税所得金額

審査請求人に令和2年の退職所得及び山林所得はないから（前記 a (b)）、審査請求人の令和3年度分の市県民税に係る合計課税所得金額は、課税総所得金額（前記 c）と同額の〇円となる。

e 所得割の額（調整控除前）

合計課税所得金額は〇円（前記 d）であるから、審査請求人の令和3年度分の市県民税に係る調整控除前の所得割の額は、市民税が〇円（ $=〇円 \times 8\%$ ）、県民税が〇円（ $=〇円 \times 2\%$ ）となる。

f 調整控除の額

審査請求人は、合計課税所得金額が〇円（200万円以下）であり（前記 d）、かつ、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当せず、同一生計配偶者、控除対象配偶者若しくは審査請求人と生計を一にする法第34条第1項第10号の2及び第314条の2第1項第10号の2に規定する配偶者又は扶養親族を有さないものの、特別障害者以外の障害者である所得割の納税義務者に当たるから、令和3年度分の市県民税に係る調整控除の額は、県民税は6000円、市民税は2400円となる（6万円に、県民税は1%を、市民税は4%を乗じて算出した額）。

g 所得割の額（調整控除後）

審査請求人の令和3年度分の市県民税に係る調整控除後の所得割の額は、前記 e の調整控除前の所得割の額から前記 f の調整控除の額をそれぞれ控除した、市民税が〇円（ $\equiv 〇円 - 2400円 = 〇円$ ）、県民税が〇円（ $\equiv 〇円 - 6000円 = 〇円$ ）（いずれも1000円未満の端数金額切捨て（法第20条の4の2第3項））となる。

h 均等割の額

審査請求人の令和3年度分の市県民税に係る均等割の額は、市民税が3500円、県民税が2000円となる。

i 市県民税の額

審査請求人の令和3年度分の市県民税の額は、前記 g の所得割の額（調整控除後）と前記 h の均等割の額をそれぞれ合計した、市民税が〇円（ $=$ 所得割〇円 $+$ 均等割3500円）、県民税が〇円（ $=$ 所得割〇円 $+$ 均等割2000円）となる。

ウ 市県民税の均等割及び所得割を課することができない者の該当性

審査請求人は、本件賦課期日において生活保護法の規定による生活扶助を受けておらず、令和2年の合計所得金額は135万円を超えており（前記イ(4) a (b)）、所得割及び均等割を課すべき者であるから（同 i）、令和3年度の市県民税の均等割及び所得割を課することができない者に該当しない。

エ 市県民税の所得割を課すべき者のうち当該所得割を課することができないもの



の該当性

審査請求人は、同一生計配偶者及び扶養親族を有さず、令和2年の退職所得及び山林所得はない（前記イ(イ) a (b)）ため同年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額は〇円である（45万円を超える。同(c)）から、令和3年度分の市県民税の所得割を課することができない者に該当しない。

オ まとめ

したがって、審査請求人の令和3年度分の市民税の額を〇円、県民税の額を〇円とする本件処分は、前記イ(イ) i の額といずれも同額であり、適正に行われていることが認められる。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張

障害者として一人暮らしで契約社員、正社員の目標を持って働いていくためには障害者の非課税を認めてほしい。

イ 審査請求人の主張に対する判断

(ア) 市県民税の均等割及び所得割を課するかどうかについては、法の規定どおりに判断すべきである。

これは、「憲法は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うことを定め（30条）、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としており（84条）、それゆえ、課税要件及び租税の賦課徴収の手続は、法律で明確に定めることが必要である」。

「そして、このような租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではない」（最高裁平成27年7月17日第二小法廷判決（裁判所WEB））からである。

(イ) 市県民税は、「いわゆる負担分任を基調とする税であるから、その納税義務者の範囲は広く都道府県及び市町村に住所を有する者とされ、これらの者は所得割又は均等割の納税義務を負うこととされている。しかし、住民の中には、みずから生活の資を得ることができず扶養されている者のように担税力の全くない者、あるいは生活扶助を受けている者などのように担税力が著しく薄弱な者があり、これらの者に対しては、税負担を求めることができない」ものとすべきであり、「税負担を求めることが租税政策上及び税負担公平の見地上適当でないから、地方税法は、これらの者に前記の税を課さないこととしている（人的非課税の制度）」。

そして、市県民税の非課税者の範囲を定めた法第24条の5第1項等の規定は前記の趣旨の規定と解される（東京高裁昭和55年2月25日判決に同旨）。

つまり、前記租税政策上及び税負担公平の見地上適当でないことを理由として、法等において、市県民税の均等割及び所得割を課することができない者については前記(1)イ(ア) a 及び b のとおり、市県民税の均等割のみを課すべき者

のうち均等割を課することができない者については同cのとおり、それぞれ規定しているのであって、これらのことは障害者についても同様と考えられる。

(ウ) そして、本件において、法の規定どおりに判断すると、審査請求人が市県民税の均等割及び所得割を課することができない者（市県民税の均等割のみを課すべき者のうち均等割を課することができない者を含む。）に該当しないことは、前記(3)ウのとおりである。

(エ) したがって、審査請求人に市県民税の所得割及び均等割を課した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人の主張は非課税にしてもらいたいという要望であると解することもできるが、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立制度は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」ものであり（第1条）、処分等に違法又は不当があるかどうかについて審理するものであり、要望はその対象に含まれない。

#### 第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

#### 第5 調査審議の経過

令和4年 4月 7日 審査庁から諮問書を受領

令和4年 4月18日 第1回合議体会議 調査審議

令和4年 5月23日 第2回合議体会議 調査審議

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 市県民税を課することについて

(1) 市県民税は、賦課期日において、市民税については市内に、県民税については県内に住所を有する個人に対して、いずれも均等割の額及び所得割の額の合算額によって課することとなる（法第24条第1項第1号、第39条、第294条第1項第1号及び第318条、県税条例第34条第1項第1号及び第39条の2並びに市税条例第23条第1項第1号及び第37条）。

(2)ア ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、市県民税の均等割及び所得割を課することができないこととされている（法第24条の5第1項及び第3項並びに第295条第1項及び第3項、地方税法施行令第47条の3、県税条例第34条の2並びに市税条例第24条）。

(ア) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

- (イ) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）
  - (ウ) 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下である者
  - イ また、市県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について法第32条及び第313条、県税条例第35条並びに市税条例第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下である者に対しては、当該所得割を課することができない（法附則第3条の3第1項及び第4項、県税条例附則第4条の2第1項並びに市税条例附則第6条第1項）。
- (3)ア そこで本件について検討すると、審査請求人は、本件賦課期日において生活保護法の規定による生活扶助を受けておらず、令和2年の合計所得金額が〇円であり135万円を超えており、所得割及び均等割を課すべき者であるから、令和3年度の市県民税の均等割及び所得割を課することができない者に該当しない。
- イ また、審査請求人は、同一生計配偶者及び扶養親族を有さず、令和2年の退職所得及び山林所得はないため同年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が〇円であり45万円を超えているから、令和3年度分の市県民税の所得割を課することができない者に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人には均等割の額及び所得割の額の合算額によって令和3年度分の市県民税が課されることとなる。
- 2 本件処分に係る税額の算出について
- 本件処分に係る市県民税の額は、審理員意見書のとおり法令等の規定に基づき算出されており、適正に行われていることが認められる。
- 3 審査請求人の主張について
- (1) 審査請求人は、障害者として一人暮らしで契約社員、正社員の目標を持って働いていくためには障害者の非課税を認めてほしい旨主張している。
- (2) この点、租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないとされている（前掲最高裁平成27年7月17日第二小法廷判決）ことから、本件処分においても、審査請求人に市県民税の均等割及び所得割を課するかどうかについては、法の規定どおりに判断すべきである。
- (3) そして、審査請求人が市県民税の均等割及び所得割を課することができない者（市県民税の均等割のみを課すべき者のうち均等割を課することができない者を含む。）に該当しないことは、前記1の(3)のとおりである。
- (4) なお、審査請求人の主張は非課税にしてもらいたいという要望であると解することもできるが、行政不服審査法に基づく不服申立制度は、処分等に違法又は不当が

あるかどうかについて審理するものであり、要望はその対象に含まれない。

#### 4 結論

以上の次第であるから、本件処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 福永 実、 委員 木村 文子